

# 新たな公立病院改革ガイドラインについて

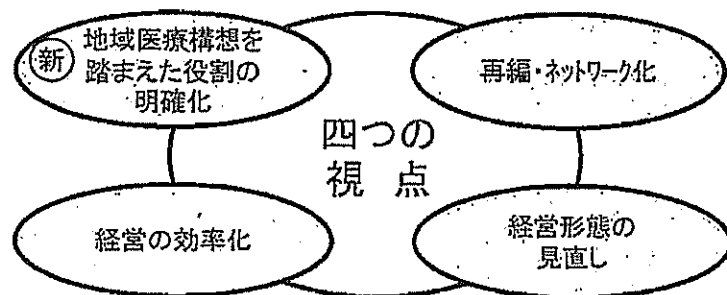
## 資料 3

平成19年に策定した 現ガイドラインの内容を継承しつつ、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法(以下「推進法」という。)に規定されている地域医療構想の実現に向けた取組と連携する事項等を盛り込み、平成27年3月に策定。

### 新ガイドラインの内容

#### ① 地方公共団体に対する新公立病院改革プラン策定の要請

- i) 策定時期 平成27年度又は平成28年度(地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、できる限り早期に策定)  
※ プラン策定後、推進法に基づく協議の場の合意事項と齟齬が生じた場合は、速やかにプランを修正
- ii) プランの期間 策定年度～平成32年度を標準
- iii) プランの内容 現ガイドラインに示している三つの視点に、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた『四つの視点』に沿った内容とする



【地域医療構想を踏まえた役割の明確化】  
都市と地方等、立地条件や求められる医療機能の違いを踏まえつつ、以下の点を明確化

- ・ 地域医療構想で示す将来の医療需要・医療機能ごとの病床数の必要量と整合性のとれた形での当該公立病院の具体的な将来像
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割(在宅医療等) 等

【経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し】

- ・ 黒字化を目指して、経常収支比率等の数値目標を設定し、経営を効率化
- ・ 病院間で機能の重複・競合が見られる病院、病床利用率が低水準の病院等、再編・ネットワーク化を引き続き推進(公的・民間病院との再編等を含む)
- ・ 地方独立行政法人化等の経営形態の見直しを引き続き推進 等

#### ② 都道府県の役割の強化

都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、地域医療提供体制の確保について、これまで以上の責任を有することから、地域医療構想の実現に向けた取組とも連携しつつ、再編・ネットワーク化等に積極的に参画

#### ③ 地方財政措置の見直し

再編・ネットワーク化に伴う整備について地方交付税措置を拡充(通常25%措置を40%に引上げ)するとともに、施設整備に当たっての都道府県のチェック機能の強化、交付税算定基礎の許可病床から稼働病床への変更などの見直しを実施(更に今後の取組内容を踏まえ検討)